

韓国の国家財政法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

- 1 予算の概要
- 2 予算案審査
- 3 決算審査
- 4 国会予算政策処

II 財政ガバナンス

- 1 国家財政運用計画（第7条）
- 2 予算総額配分及び自律編成制度（第29条）
- 3 成果管理制度（第8条）
- 4 財政健全化（第86条～第92条）

おわりに—最近の動向—

翻訳：国家財政法（抄）

配分の上限定（国家財政法第29条）や、超過租税収入がある場合の償還等の優先順位付け（同法第90条）に適用する部分的なルールがあるのみであり、大きくは、中期財政フレーム、トップダウン型予算編成制度、成果管理制度等を通じて、均衡財政の達成、支出の削減及び国家債務の抑制を図る仕組みとなっている。国家財政法では、これら主要な財政ガバナンス手法が規定されているほか、第5章において「財政健全化」の見出しの下に様々な手法が規定されている。本稿では、韓国の予算制度の要点及び国家財政法上の財政ガバナンス手法を紹介し、末尾に国家財政法の抄訳を付す。

I 予算制度の要点

1 予算の概要

韓国の会計年度は毎年1月1日に開始し、12月31日に終了する。予算は単年度主義を採用しており、会計年度ごとに国会で予算案を議決しなければならない。大規模自然災害への対応や景気対策等により、確定した予算に変更を加える必要が生じた場合は、補正予算を組むことができる。予算案、補正予算案ともに、国会に提出することができるのは政府のみである。

予算は「一般会計」（国の一般的な歳出に充てる予算）、「特別会計」（特定の歳入により特定の歳出に充てる予算）に分かれる。また、予算とは別に、国が特定の目的のために特定の資金を柔軟に運用する必要がある場合に、法律に基づいて設置する「基金」がある。従来、基金

はじめに

韓国の予算・財政関連法の体系では、最上位の大韓民国憲法（以下「憲法」という。）の下に、国家財政法と国会法が位置付けられている⁽¹⁾。国家財政法は、予算の編成及び執行、決算、財政健全化等について定めており、他方、国会法は、予算、決算等の国会審議、予算上の措置を伴う議員提出法案等について定めている。韓国の財政ガバナンスにおいて、両法律はいずれも重要な役割を果たしているが、財政ガバナンスの中心となる手法は、「国家財政の基本法」⁽²⁾といわれる国家財政法に規定されている。

韓国の財政ガバナンスにおいて、法的拘束力のある財政ルールは、予算の中央官署に対する

(1) 국회예산정책처 『국가재정법—이해와 실제—』 2014, p.3. <http://www.nabo.go.kr/Sub/04Etc/popReport.jsp?funcSUB=view&bid=19&arg_id=5176> 以下、インターネット情報は、2015年2月13日現在である。

(2) 同上, p.4.

は国会における議決の対象外であったが、2003年度基金運用計画案から予算と同様に国会での議決を要するようになった。今日では予算と基金の本質的な差はなくなりつつあるといわれる⁽³⁾。

2 予算案審査

政府の予算編成過程は、国家財政法の規定により、財政当局である企画財政部（日本の財務省に相当）を中心に進められる。企画財政部長官（以下「長官」という。）は毎年3月31日（2014年1月に時期を1か月早める法改正が行われたことに伴う経過措置により、2016年度予算については2015年4月10日）までに予算案編成指針を各中央官署（以下「各省庁」という。）の長に通知する。各省庁の長はこれを基に、予算要求書を5月31日（2016年度予算については2015年6月10日）までに長官に提出する。長官は各省庁からの予算要求書を審査して予算案を編成し、最終的に国务会議（日本の閣議に相当）における審議を経た後、大統領の承認を得て確定される。政府は予算案を会計年度開始120日前の9月3日（2016年度予算については2015年9月13日）までに国会に提出しなければならない。

国会に提出された予算案は、国会法の規定により、各所管委員会の予備審査、予算決算特別委員会の総合審査を経て本会議へ上程される。予算案は、会計年度開始30日前（12月2日）までに本会議で議決しなければならない。なお、国会は政府の同意なく支出予算の各項の金額を増額し、又は新たな費目を設けることはできな

い（憲法第57条）。

3 決算審査

会計年度終了後、国家財政法の規定により、各省庁の長は、翌年度2月末日までに各省庁の決算報告書を長官に提出する。長官は各省庁の決算報告書を取りまとめて国の決算報告書を作成し、国务会議での審議を経た後、大統領の承認を得た決算報告書を4月10日までに監査院（大統領の所轄の下にある監査機関）に提出する。政府は監査院の監査を経た国の決算報告書を5月31日までに国会に提出しなければならない。

国会の決算の審査方法は予算案の時と類似しており、各所管委員会の予備審査、予算決算特別委員会の総合審査を経て本会議へ上程され、8月31日までに決算を議決する。決算の結果、違法又は不当な事項があるときは、国会は本会議での議決後、政府又は当該機関に対し弁償、懲戒措置等による是正を要求でき、政府又は当該機関は是正要求を受けた事項を遅滞なく処理し、その結果を国会に報告しなければならない（国会法第84条）⁽⁴⁾。

4 国会予算政策処

2003年10月、国会予算政策処法⁽⁵⁾が制定され、国会に、アメリカ議会予算局（Congressional Budget Office, CBO）等をモデルとした国会予算政策処（National Assembly Budget Office, NABO）が設置された⁽⁶⁾。予算案及び決算の審査に当たっては、国会予算政策処が、政府から独立した立

(3) 국회예산정책처 『2014년도 대한민국 재정』 2014, p.16. <http://www.nabo.go.kr/Sub/04Etc/popReport.jsp?funcSUB=view&bid=19&arg_id=5146>

(4) 2012会計年度決算では、1,215件の是正要求があった。국회예산정책처 『2012회계연도 결산 시정요구사항 조치결과 분석』 2014, p.3. <http://www.nabo.go.kr/Sub/04Etc/popReport.jsp?funcSUB=view&bid=19&arg_id=5183>

(5) 「국회예산정책처법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1801&PROM_DT=20121211&PROM_NO=11530>

(6) 国会予算政策処の現在の定員は125人である。設立経緯については次の資料を参照。국회예산정책처 『국회예산정책처 10년사』 2014, pp.41-55. <http://www.nabo.go.kr/Sub/04Etc/popReport.jsp?funcSUB=view&bid=19&arg_id=5154>

場で支援する体制がとられている⁽⁷⁾。

II 財政ガバナンス

1980年代以降、韓国の財政当局は、暗黙のルールとして「事後的な均衡財政」（会計年度終了時における均衡財政）ルールを採用してきたとされる⁽⁸⁾。このルールは法律等で規定されたルールではないが、財政当局がこのルールを堅持してきたことが、韓国の健全な財政構造の要因であったと評価されている⁽⁹⁾。

しかし、1997年末に発生した経済危機により韓国の財政構造が悪化し、財政制度全般に対する改革の必要性が提起されたことを契機として、2006年10月、それまでの予算会計法及び基金管理基本法を統合した国家財政法が制定された⁽¹⁰⁾。国家財政法は新しい財政運用の枠組を整備する目的で制定された法律であり、様々な財政ガバナンス手法が規定されている。本稿では、国家財政法上の主要な財政ガバナンス手法である（1）国家財政運用計画、（2）予算総額配分及び自律編成制度、（3）成果管理制度、（4）国家財政法の第5章「財政健全化」に規定された諸制度を紹介する。

1 国家財政運用計画（第7条）

国家財政運用計画とは、韓国で運用されている5年単位の中期財政フレームの名称である。

韓国における中期財政フレーム作成の起源は1982年とされるが、当時は外部に公開されない内部資料として活用され、内容面においても概略的に政策の方向性を示す水準にとどまっていた⁽¹¹⁾。その後、盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権下において、2004年から新しい中期財政フレームとして国家財政運用計画の作成が開始され、現在は国家財政法第7条により、政府に対して毎年、会計年度開始120日前までに国会に提出することが義務付けられている。

国家財政運用計画には、①財政運用の基本的方向性及び目標、②中長期財政展望、③分野別財源配分計画及び投資の方向性、④財政規模増加率及びその根拠、⑤租税負担率・国民負担率の展望、⑥統合財政収支⁽¹²⁾の展望等が含まれている。国家財政運用計画が導入されたことにより、単年度予算を中長期的な展望に基づいて編成することが可能となった⁽¹³⁾。

2 予算総額配分及び自律編成制度（第29条）

国家財政法第29条の規定により、長官は、各省庁の長に前述の予算案編成指針を通知する際、省庁別の支出限度を含めて通知することができる。これが、韓国の予算編成過程に取り入れられている予算総額配分及び自律編成制度の法的根拠となっている。

予算総額配分及び自律編成制度とは、各省庁が国家財政運用計画に基づいて設定された支出

(7) 国会予算政策処法第3条の規定による国会予算政策処の職務は次のとおりである。①予算案、決算、基金運用計画案及び基金決算に対する研究及び分析、②予算又は基金上の措置を伴う法律案等の議案に対する所要費用の推計、③国の財政運用及びマクロ経済動向の分析及び展望、④国の主要事業に対する分析及び評価並びに中長期財政需要分析、⑤国会の委員会又は国会議員の要求する事項に対する調査及び分析。

(8) 高安雄一『韓国の構造改革』NTT出版、2005、p.220。

(9) 同上。

(10) 前掲注(1)、pp.15-18。

(11) 同上、pp.65-66。

(12) 統合財政収支とは、一般会計、特別会計及び基金を全て含む収支であり、内部取引及び補填取引を除いた実質的な意味における収支を指す。同上、p.75。統合財政収支の詳細については、次の資料を参照。鞠重鎬「韓国の財政政策」中島朋義編著『韓国経済システムの研究—高パフォーマンスの光と影—』日本評論社、2014、pp.32-34。

(13) 前掲注(1)、p.68。

限度（シーリング）内において、予算を自律的に編成するトップダウン型予算編成制度のことである。各省庁からの行き過ぎた予算要求等による弊害を生んでいた従来のボトムアップ型予算編成制度に代わり 2005 年から全面的に導入され、国家財政法にも取り入れられた⁽¹⁴⁾。

なお、国家財政法には支出の抑制を図る手法として、大規模又は長期間にわたる事業について、事前に事業遂行の妥当性の調査を義務付ける予備妥当性調査（第 38 条）や、予算要求を行う各省庁の長に対し長官との協議を義務付ける総事業費管理制度（第 50 条）に関する規定も置かれている。

3 成果管理制度（第 8 条）

成果管理制度とは、成果管理を通じて獲得された成果情報を基に、政府業務遂行の責任性を高め、予算の編成、審議、執行及び決算の全過程を、成果を中心に運用する制度をいう⁽¹⁵⁾。成果管理制度は 1999 年に一部の機関において試験的に導入され⁽¹⁶⁾、その後、国家財政法に取り入れられたものである。

各省庁の長は、n 年度の 5 月 31 日までに n+1 年度の前述の予算要求書を長官に提出する際に、第 8 条第 2 項の規定により、n+1 年度の成果計画書及び n-1 年度の成果報告書を併せて提出する。また、長官は第 8 条第 6 項の規定により、主要財政事業に対する評価を実施し、その結果を財政運用に反映させることができる。

なお、n+1 年度の成果計画書は、第 34 条第

8 号の規定により、n+1 年度の予算案の添付書類として n 年度の 9 月に国会に提出される。他方、成果報告書は決算報告書の一部を構成し（国家会計法第 14 条）、n-1 年度の国の決算報告書は、第 61 条の規定により n 年度の 5 月 31 日までに国会に提出される。これにより成果管理制度は、①成果計画書の国会提出→②予算案審査→③事業・予算の執行→④成果報告書の国会提出→⑤決算審査のサイクルでフィードバックする仕組みとなっている⁽¹⁷⁾。

4 財政健全化（第 86 条～第 92 条）

国家財政法の第 5 章「財政健全化」には、①努力義務（第 86 条）、②財政負担を伴う法令（第 87 条）、③国税減免⁽¹⁸⁾（第 88 条）、④補正予算（第 89 条）、⑤歳計剰余金⁽¹⁹⁾（第 90 条）、⑥国家債務（第 91 条）、⑦国家保証債務⁽²⁰⁾（第 92 条）に関する諸条項が置かれている。

①は健全財政の維持等がなされるよう政府に努力義務を課す条項であり、②は政府が財政負担を伴う法律案を国会に提出する際に、当該法律案に財源調達案等を添付することを義務付ける条項である⁽²¹⁾。法律案のみならず、下位法令を立案する際も、各省庁の長に対し財源調達案等の作成及び長官との協議を義務付けている。また、③は国税減免率（国税減免額 ÷（国税収入総額 + 国税減免額））が大統領令で定める割合（直近 3 年間の平均国税減免率 × 1.005）以下になるよう政府に努力義務を課す条項であり、④は補正予算案が編成できる場合を、戦争、大

(14) 同上, p.246.

(15) 同上, p.89.

(16) 同上, p.87.

(17) 同上, p.99.

(18) 所得控除、税額控除等により国税を減免すること。

(19) 歳計剰余金とは、歳入から歳出を引いた不用額から、翌年度に繰り越す金額を引いたものを指す。前掲注(1), p.662.

(20) 国家保証債務とは、債務者の債務償還及び支給義務に対し国が保証した債務である。前掲注(1), pp.683-684.

(21) 予算又は基金上の予算措置を伴う議員立法及び委員会提出法案の場合は、国会法第 79 条の 2 の規定により、国会予算政策処による費用推計書を添付しなければならない。

規模災害、景気沈滞、大量失業、法令による支出等に限る条項である。

⑤は財政ルールの中の収入ルール⁽²²⁾に当たる条項であり、歳計剰余金を使用する場合は、交付金の清算、公的資金の償還、国債又は借入金の元利金の償還等の順序で使用しなければならないと規定されている。残った金額を補正予算案の編成に使用することができる。

⑥は長官に対し国家債務管理計画の策定を義務付ける条項である。国家債務管理計画は、国家財政運用計画の添付資料として国会に提出される。⑦は国家保証債務を規制する条項であり、国会の同意及び長官に対する国家保証債務管理計画の作成義務について規定している。国家保証債務管理計画は、会計年度開始 120 日前までに国会に提出される。

おわりに—最近の動向—

近年の韓国の国家債務累計は対 GDP 比 30% 台で推移しており⁽²³⁾、決して深刻な水準ではない。しかし、今後、低い成長率のまま高齢化が進展した場合、財政構造の悪化は避けられないとの見通しも示されている⁽²⁴⁾。事実、2003 年の盧武鉉政権以降、国家債務の対 GDP 比が上昇し、次の李明博(イ・ミョンバク)政権でも国家債務を削減できなかったことが指摘されている⁽²⁵⁾。

さらに、現在の朴槿恵(パク・クネ)政権においても、福祉関連予算の拡大等により、国家債務の削減がますます困難な状況となっている。

このような状況の中、「先進国と比較して相対的に低い国家債務比率に安住することなく、政府の債務比率を減らし、財政健全化の強化のために必要な制度及び政策を整備しなければならない」⁽²⁶⁾との声も出ている。

国家財政運用計画の導入は、単年度予算編成からの脱却と戦略的な財源配分機能の強化等、一定の成果を挙げたと評価されているが、その一方で、楽観的な景気見通しによる信頼性の低下や、法的拘束力の弱さ等の問題点も指摘されている⁽²⁷⁾。

このような問題に対処するため、現在、新しい財政ルールの法制化が議論されている。国会予算政策処においても、政府の国家財政運用計画を分析した報告書の中で、「我が国は「国家財政法」及び「国家財政運用計画」を通して、収入及び支出の統制、国家債務管理等に関するルールを運用しているが、実質的な拘束力が弱い宣言的規定にとどまっており、もう少し法的拘束力を有する制度を導入する必要がある」⁽²⁸⁾との提言を行っている。

すでに国会には新たな財政ルール(赤字ルール、債務残高ルール及び支出ルール)の導入を目的とした複数の法律案が発議されている⁽²⁹⁾。

(22) 財政ガバナンスに係るルールの諸類型については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

(23) 기획재정부「국가채무추이」〈http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1106〉

(24) 백웅기「저성장·고령화 시대의 재정건전성 강화를 위한 재정정책과 제도의 개선방향」『예산정책연구』3 권 1 호, 2014.5, p.24. 〈http://www.nabo.go.kr/Sub/01Report/03_05_Board.jsp〉から

(25) 鞠 前掲注(12), p.68.

(26) 前掲注(24)

(27) 이민호·이정희『재정건전성을 위한 세입관리 및 세출관리 개선방안—세입관리 계획과 재정운용계획의 연계를 중심으로—』한국행정연구원, 2012.12, pp.48-56. 〈http://www.kipa.re.kr/public/basic_report/basic_report_view.jsp?typeID=75&boardid=68&seqno=913〉

(28) 국회예산정책처『2014~2018 년 국가재정운용계획 분석』2014, p.136. 〈http://www.nabo.go.kr/Sub/04Etc/popReport.jsp?funcSUB=view&bid=19&arg_id=5302〉

(29) 同上, p.137.

財政構造が深刻な状況に陥る前に強力な財政
ルールを導入できるか否かが、今後の韓国の財
政ガバナンスの成否に影響を与えることになる
であろう。

(ふじわら なつと)

国家財政法（抄）

국가재정법

((他) 一部改正 2015 年 1 月 6 日 法律第 12989 号 施行日 2015 年 7 月 1 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

第 1 章 総則（第 1 条～第 15 条）（一部省略）

第 2 章 予算

第 1 節 総則（第 16 条～第 27 条）（一部省略）

第 2 節 予算案の編成（第 28 条～第 41 条）（一部省略）

第 3 節 予算の執行（第 42 条～第 55 条）（一部省略）

第 3 章 決算（第 56 条～第 61 条）（省略）

第 4 章 基金（第 62 条～第 85 条）（省略）

第 5 章 財政健全化（第 86 条～第 92 条）

第 6 章 補則（第 93 条～第 102 条）（省略）

附則（省略）

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この法律⁽¹⁾は、国の予算、基金、決算、成果管理及び国家債務等財政に関する事項を定めることにより、効率的、成果指向的かつ透明な財政運用及び健全財政の基礎を確立することを目的とする。

（第 2 条～第 6 条 略）

第 7 条（国家財政運用計画の策定等）

① 政府は、財政運用の効率化及び健全化のため、毎年当該会計年度から 5 会計年度以上の期間に対する財政運用計画（以下「国家財政

運用計画」という。）を策定し、会計年度開始 120 日前までに国会に提出しなければならない。

② 国家財政運用計画には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

1. 財政運用の基本的方向性及び目標

2. 中長期財政展望

3. 分野別財源配分計画及び投資の方向性

4. 財政規模増加率及びその根拠

4 の 2. 義務支出（財政支出のうち、法律の規定により支出義務が発生し、法令の規定により支出規模が決定される法定支出及び利子支出をいい、その具体的な範囲は大統領令で定める）の増加率及び算出内訳

4 の 3. 裁量支出（財政支出から義務支出を除いた支出をいう）の増加率に対する分野別展望、[その] 根拠及び管理計画

4 の 4. 歳入、税外収入、基金収入等財政収入の増加率及びその根拠

5. 租税負担率及び国民負担率の展望

6. 統合財政収支に対する展望、[その] 根拠及び管理計画

7. 削除

8. その他大統領令で定める事項

③ 第 1 項の規定により国会に提出する国家財政運用計画には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 前年度に策定した国家財政運用計画と対比した変動事項、変動要因及び管理計画等

(1) 「국가재정법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2019&PROM_DT=20150106&PROM_NO=12989> 以下、インターネット情報は、2015 年 2 月 13 日現在である。なお、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。

に対する評価・分析報告書

2. 第 73 条の 3 の規定による中長期基金財政管理計画
 3. 第 91 条の規定による国家債務管理計画
 4. 「国税基本法」⁽²⁾第 20 条の 2 の規定による中長期租税政策運用計画
- ④ 企画財政部長官は、国家財政運用計画を策定するに当たり必要なときは、中長期の対内・対外マクロ経済展望及び財政展望等に関し、関係国家機関若しくは公共団体の長に対し資料の提出を要請し、又は関係国家機関若しくは公共団体の長とこれに関し協議を行うことができる。
- ⑤ 企画財政部長官は、国家財政運用計画を策定するときは、関係中央官署⁽³⁾の長と協議しなければならない。
- ⑥ 第 1 項から第 5 項までに定める事項のほか、国家財政運用計画の策定に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑦ 企画財政部長官は、第 35 条の規定による修正予算案及び第 89 条の規定による補正予算案⁽⁴⁾を提出するときは、財政収支、国家債務等、国家財政運用計画の財政総量に及ぼす効果及びその管理案について国会に報告しなければならない。
- ⑧ 企画財政部長官は、国家財政運用計画を国会に提出する 30 日前に、財政規模、財政収支、財源配分等、策定の方向性を国会の所管常任委員会に報告しなければならない。
- ⑨ 各中央官署の長は、財政支出を伴う中長期計画を策定するときは、あらかじめ企画財政

部長官と協議しなければならない。

- ⑩ 地方公共団体の長は、国の財政支援により遂行される事業であって、大統領令で定める規模以上のものの計画を策定するときは、あらかじめ関係中央官署の長と協議しなければならない。この場合において中央官署の長は、企画財政部長官と協議しなければならない。

第 8 条（成果中心の財政運用）

- ① 各中央官署の長及び法律の規定により基金を管理運用する者（基金の管理又は運用業務の委託を受けた者を除く。以下「基金管理主体」という。）は、財政活動の成果管理体制を構築しなければならない。
- ② 各中央官署の長は、第 31 条第 1 項の規定による〔翌年度の〕予算要求書を提出する時に、翌年度予算の成果計画書及び前年度予算の成果報告書（「国家会計法」⁽⁵⁾第 14 条第 4 号の規定による成果報告書をいう。以下この条において同じ。）を、企画財政部長官とともに提出しなければならない。基金管理主体は、第 66 条第 5 項の規定⁽⁶⁾により基金運用計画案を提出する時に、翌年度基金の成果計画書及び前年度基金の成果報告書を、企画財政部長官とともに提出しなければならない。
- ③ 各中央官署の長及び基金管理主体は、国家会計法で定めるところにより予算又は基金の成果報告書を作成しなければならない。
- ④ 削除
- ⑤ 企画財政部長官は、第 2 項の規定による成果計画書等に関する指針を作成し、各中央官

(2) 「국세기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1398&PROM_DT=20141223&PROM_NO=12848>

(3) 憲法又は政府組織法その他の法律の規定により設置された中央行政機関を指す（第 6 条第 2 項）

(4) 原文では「追加更正予算案」である。

(5) 「국가회계법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2087&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844>

(6) 基金管理主体は、企画財政部長官から通知を受けた基金運用計画案作成指針に基づいて翌年度の基金運用計画案を作成し、毎年 5 月 31 日までに企画財政部長官に提出しなければならない。

署の長及び基金管理主体にそれぞれ通知しなければならない。

- ⑥ 企画財政部長官は、大統領令で定めるところにより、主要財政事業に対する評価を実施し、その結果を財政運用に反映させることができる。
- ⑦ 削除
- ⑧ 企画財政部長官は、第6項の規定による評価を行うに当たり必要と認められるときは、関係行政機関の長等に対し、評価に関する意見又は資料の提出を要求することができる。この場合において関係行政機関の長等は、特別な事由がある場合を除いては、これに従わなければならない。
- ⑨ 第33条の規定による予算案、第35条の規定による修正予算案、第68条第1項の規定による基金運用計画案、第70条第2項の規定による基金運用計画変更案及び第89条第1項の規定による補正予算案と、それに伴い作成された成果計画書は、事業内容及び事業費等がそれぞれ一致するよう努力しなければならない。

(第8条の2～第15条 略)

第2章 予算

第1節 総則

第16条（予算の原則）

政府は予算の編成及び執行において、次の各号に掲げる原則を遵守しなければならない。

- 1. 政府は財政健全性の確保のために最善を尽くさなければならない。
- 2. 政府は国民負担の最小化のために最善を

尽くさなければならない。

- 3. 政府は財政を運用するに当たり、財政支出及び「租税特例制限法」⁽⁷⁾第142条の2第1項の規定による租税支出の成果を向上させなければならない。
- 4. 政府は予算過程の透明性及び予算過程への国民参加を向上させるために努力しなければならない。
- 5. 政府は予算が女性及び男性に及ぼす効果を評価し、その結果を政府の予算編成に反映させるために努力しなければならない。

(第17条 略)

第18条（国の歳出財源）

国の歳出は、国債及び借入金（外国政府、国際協力機構及び外国法人から導入される借入資金を含む。以下同じ。）以外の歳入をその財源とする。ただし、やむを得ない場合は、国会の議決を得た金額の範囲において、国債又は借入金をもって充当することができる。

(第19条～第27条 略)

第2節 予算案の編成

第28条（中期事業計画書の提出）

各中央官署の長は、毎年1月31日までに、当該会計年度から5会計年度以上の期間の新規事業及び企画財政部長官が定める主要継続事業に対する中期事業計画書を企画財政部長官に提出しなければならない。

第29条（予算案編成指針の通知）

- ① 企画財政部長官は、国务会議の審議を経て

(7) 「조세특례제한법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_ON&LAW_ID=A1396&PROM_DT=20150128&PROM_NO=13082>

大統領の承認を得た翌年度の予算案編成指針を、毎年3月31日までに各中央官署の長に通知しなければならない。

- ② 企画財政部長官は、第7条の規定による国家財政運用計画と予算編成を連係させるため、第1項の規定による予算案編成指針に、中央官署別支出限度を含めて通知することができる。

第30条（予算案編成指針の国会報告）

企画財政部長官は、第29条第1項の規定により各中央官署の長に通知した予算案編成指針を、国会予算決算特別委員会に報告しなければならない。

第31条（予算要求書の提出）

- ① 各中央官署の長は、第29条の規定による予算案編成指針により、その所管に属する翌年度の歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の要求書（以下「予算要求書」という。）を作成し、毎年5月31日⁽⁸⁾までに企画財政部長官に提出しなければならない。
- ② 予算要求書には、大統領令で定めるところにより、予算の編成及び予算管理技法の適用に必要な書類を添付しなければならない。
- ③ 企画財政部長官は、第1項の規定により提出された予算要求書が第29条の規定による予算案編成指針に符合しないときは、期限を定めてこれを修正又は補完するよう要求することができる。

（第32条～第37条 略）

第38条（予備妥当性調査）

- ① 企画財政部長官は、総事業費が500億ウォン以上、かつ、国の財政支援規模が300億ウォン以上である新規事業であって、次の各号のいずれかに該当する大規模事業に対する予算を編成するため、あらかじめ予備妥当性調査を実施し、その結果を要約して国会の所管常任委員会及び予算決算特別委員会に提出しなければならない。ただし、第4号の規定による事業は、第28条の規定により提出された中期事業計画書による財政支出が500億ウォン以上である新規事業とする。
1. 建設工事が含まれる事業
 2. 「国家情報化基本法」⁽⁹⁾第15条第1項の規定による情報化事業
 3. 「科学技術基本法」⁽¹⁰⁾第11条の規定による国家研究開発事業
 4. その他社会福祉、保健、教育、労働、文化、観光、環境保護、農林海洋水産及び中小企業産業分野
- ② 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、大統領令で定める手続により予備妥当性調査対象から除く。
1. 公共庁舎、矯正施設及び初等中等教育施設の新築又は増築事業
 2. 文化財復元事業
 3. 国家安全保障に関係し、又は保安を要する国防関連事業
 4. 南北交流協力に関係し、又は国家間条約により推進する事業
 5. 道路維持補修、老朽上水道改良等、既存施設の効用増進のための単純改良及び維持補修事業

(8) 法改正に伴う経過措置により、2015年度は6月10日である。

(9) 「국가정보화 기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0025&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844>

(10) 「과학기술기초법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1721&PROM_DT=20141230&PROM_NO=12869>

6. 「災難及び安全管理基本法」⁽¹¹⁾第3条第1号の規定による災難（以下「災難」という。）復旧支援、施設安全性確保、保健及び食品安全問題等により、早急に推進が必要な事業
 7. 災難予防のため、早急な推進が必要な事業であって、国会の所管常任委員会の同意を得た事業
 8. 法令により推進しなければならない事業
 9. 出捐・補助機関の人件費及び経常費の支援、融資事業等のように、予備妥当性調査の実益がない事業
 10. 地域均衡発展、緊急の経済・社会的状況対応等のために、国家政策的に推進が必要な事業であって、次に掲げる要件を全て備えているもの。この場合において、予備妥当性調査免除事業の内訳及び事由を遅滞なく国会の所管常任委員会に報告しなければならない。
 - イ. 事業目的、規模、推進案等具体的な事業計画が策定された事業
 - ロ. 家政策的に推進が必要であり、国務会議を経て確定した事業
- ③ 第1項の規定により実施する予備妥当性調査対象事業は、企画財政部長官が中央官署の長の申請により、又は職権により選定することができる。
 - ④ 企画財政部長官は、国会がその議決により要求する事業に対しては、予備妥当性調査を実施しなければならない。
 - ⑤ 企画財政部長官は、第1項の規定による予備妥当性調査対象事業の選定基準、調査遂行機関、調査方法及び手続等に関する指針を整

備し、中央官署の長に通知しなければならない。

第38条の2（予備妥当性調査結果関連資料の公開）

企画財政部長官は、第38条第1項の規定による予備妥当性調査を第8条の2第1項第2号の業務を遂行する専門機関⁽¹²⁾に依頼し実施することができ、予備妥当性調査の依頼を受けた専門機関の長は、需要予測資料等予備妥当性調査結果に関する資料を、「公共機関の情報公開に関する法律」⁽¹³⁾第7条の規定により公開しなければならない。

（第39条～第41条 略）

第3節 予算の執行

（第42条～第49条 略）

第50条（総事業費の管理）

- ① 各中央官署の長は、完成に2年以上を要する事業であって大統領令で定める大規模事業に対しては、その事業規模、総事業費及び事業期間を定め、あらかじめ企画財政部長官と協議しなければならない。協議を経た事業規模、総事業費又は事業期間を変更しようとするときも同様とする。
- ② 企画財政部長官は、第1項の規定による事業のうち、総事業費が一定規模以上増加する等大統領令で定める要件に該当する事業又は監査院の監査結果により監査院が要請する事業に対しては、事業の妥当性を再調査（以下

(11) 「재난 및 안전관리 기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1852&PROM_DT=20141230&PROM_NO=12943>

(12) 韓国開発研究院、韓国租税財政研究院等の専門機関を指す（第8条の2第1項）。

(13) 「공공기관의 정보공개에 관한 법률」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1219&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844>

「妥当性再調査」という。)し、その結果を国会に報告しなければならない。

- ③ 企画財政部長官は、国会がその議決により要求する事業に対し妥当性再調査を行い、その結果を国会に報告しなければならない。
- ④ 企画財政部長官は、総事業費管理に関する指針を整備し、各中央官署の長に通知しなければならない。

第 50 条の 2 (妥当性再調査結果関連資料の公開)

企画財政部長官は、第 50 条の規定による妥当性再調査を、第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による業務を遂行する専門機関に依頼し実施することができ、妥当性再調査の依頼を受けた専門機関の長は、需要予測資料等妥当性再調査結果に関する資料を、公共機関の情報公開に関する法律第 7 条の規定により公開しなければならない。

(第 51 条～第 55 条 略)

(第 3 章及び第 4 章 略)

第 5 章 財政健全化

第 86 条 (財政健全化のための努力)

政府は、健全財政を維持し、国家債権を効率的に管理して、国家債務を適正水準に維持するよう努力しなければならない。

第 87 条 (財政負担を伴う法令の制定及び改正)

- ① 政府は、財政支出又は租税減免を伴う法律案を提出しようとするときは、法律が施行される年度から 5 会計年度の財政収入・支出の

増減額に関する推計資料及びこれに見合う財源調達案を当該法律案に添付しなければならない。

- ② 各中央官署の長は、立案する法令が財政支出を伴うときは、大統領令で定めるところにより、第 1 項の規定による推計資料及び財源調達案を作成し、当該法令案に対する立法予告前に企画財政部長官と協議しなければならない。
- ③ 各中央官署の長は、第 2 項の規定による協議を行った後、[当該] 法令案の変更により大統領令で定める事項が変更される場合⁽¹⁴⁾は、当該法令案に対して推計資料及び財源調達案を作成し、企画財政部長官と再協議しなければならない。

第 88 条 (国税減免の制限)

- ① 企画財政部長官は、大統領令で定める、当該年度の国税収入総額と国税減免額の総額を合わせた金額における国税減免額の総額が占める割合(以下「国税減免率」という。)が、大統領令で定める割合以下となるよう努力しなければならない。
- ② 各中央官署の長は、新規の国税減免を要請するときは、大統領令で定めるところにより、減免額を補充するための既存の国税減免の縮小案若しくは廃止案又は財政支出の縮小案その他必要な事項を作成し、企画財政部長官に提出しなければならない。

第 89 条 (補正予算案の編成)

- ① 政府は、次の各号のいずれかに該当し、すでに確定した予算に変更を加える必要がある場合は、補正予算案を編成することができる。
 1. 戦争又は大規模自然災害が発生した場合

(14) 大統領令で定める事項が変更される場合とは、①財政支出規模が 20% 以上変更される場合、②年間財政支出規模が 100 億ウォン以上変更される場合、③法令案の施行時期又は施行期間が、1 会計年度以上変更される場合、④その他企画財政部長官が必要と認める場合を指す(国家財政法施行令第 40 条第 5 項)。

2. 景気沈滞、大量失業、南北関係の変化、経済協力等の対内・対外条件に重大な変化が発生し、又は発生するおそれがある場合
 3. 法令により国が支払わなければならない支出が発生し、又は増加する場合
- ② 政府は、国会において補正予算案が確定する前にこれをあらかじめ配分し、又は執行することができない。
- 第 90 条（歳計剰余金等の処理）**
- ① 一般会計予算の歳入不足を補填する目的で当該年度にすでに発行した国債の金額の範囲において、当該年度に予想される超過租税収入を利用し、国債を優先的に償還することができる。この場合において、歳入歳出〔予算〕外で処理することができる。
 - ② 毎会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、他の法律の規定によるもの及び第 48 条の規定による繰越額を控除したもの（以下「歳計剰余金」という。）は、「地方交付税法」⁽¹⁵⁾ 第 5 条第 2 項の規定による交付税の清算及び「地方教育財政交付金法」⁽¹⁶⁾ 第 9 条第 3 項の規定による交付金の清算に使用することができる。
 - ③ 第 2 項の規定により使用した金額を除いた歳計剰余金は、100 分の 30 以上を「公的資金償還基金法」⁽¹⁷⁾ の規定による公的資金償還基金に優先的に出捐しなければならない。
 - ④ 第 2 項及び第 3 項の規定により使用し、又は出捐した金額を除いた歳計剰余金は、100 分の 30 以上を次の各号に掲げる債務を償還するのに使用しなければならない。
 1. 国債又は借入金の元利金
 2. 「国家賠償法」⁽¹⁸⁾ の規定により確定した国家賠償金
 3. 「公共資金管理基金法」⁽¹⁹⁾ の規定による公共資金管理基金の融資勘定の借入金（預り金を含む）の元利金。ただし、2006 年 12 月 31 日以前の借入金（預り金を含む）に限る。
 4. その他法律により政府が負担する債務
 - ⑤ 第 2 項から第 4 項までの規定により使用し、又は出捐した金額を除いた歳計剰余金は、補正予算案の編成に使用することができる。
 - ⑥ 第 2 項から第 4 項までの規定による歳計剰余金の使用又は出捐は、当該歳計剰余金が発生した翌年度までに、当該会計の歳出予算に関係なくこれを行うが、国务会議の審議を経て大統領の承認を得なければならない。
 - ⑦ 第 2 項から第 5 項までの規定による歳計剰余金の使用又は出捐は、他の法律の規定にかかわらず、国家会計法第 13 条第 3 項の規定により国家決算報告書に対する大統領の承認を得た時からこれを行うことができる。
 - ⑧ 歳計剰余金のうち、第 2 項から第 5 項までの規定により使用し、又は出捐した金額を除

(15) 「지방교부세법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0910&PROM_DT=20141231&PROM_NO=12953>

(16) 「지방교육재정교부금법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0791&PROM_DT=20141223&PROM_NO=12854>

(17) 不良債権の整理等に充当するための公的資金償還基金の設置、運用等に関する事項を定めている。「공적자금상환기금법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1775&PROM_DT=20110519&PROM_NO=10682>

(18) 「국가배상법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1120&PROM_DT=20091021&PROM_NO=09803>

(19) 様々な基金等の余裕資金を統合管理し公共目的に活用するための公共資金管理基金の設置、運用等に関する事項を定めている。「공공자금관리기금법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0631&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844>

いた残額は、翌年度の歳入に編入しなければならない。

第 91 条（国家債務の管理）

① 企画財政部長官は、国の会計又は基金が負担する金銭債務に対し、毎年、次の各号に掲げる事項が含まれた国家債務管理計画を策定しなければならない。

1. 前々年度及び前年度の国債又は借入金の借入及び償還実績
2. 当該会計年度の国債発行又は借入金等に対する推定額
3. 当該会計年度から 5 会計年度以上の期間に対する国債発行計画又は借入計画及びそれに伴う国債又は借入金の償還計画
4. 当該会計年度から 5 会計年度以上の期間に対する債務の増減展望、[その] 根拠及び管理計画
5. その他大統領令で定める事項

② 第 1 項の規定による金銭債務は、次の各号のいずれかに該当する債務をいう。

1. 国の会計又は基金（財源の創出及び運用の方式等により実質的に国の会計又は基金とみなすことが困難な会計又は基金であって、大統領令で定めるものを除く。以下この項において同じ）が発行した債券。
2. 国の会計又は基金の借入金
3. 国の会計又は基金の国庫債務負担行為
4. その他第 1 号及び第 2 号の規定に準ずる債務であって、大統領令で定めるもの

③ 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する債務は、国家債務に含めない。

1. 「国庫金管理法」²⁰第 32 条第 1 項の規定による財政証券又は韓国銀行からの一時借入金
 2. 第 2 項第 1 号の規定に該当する債券のうち、国の会計又は基金が引き受け、又は買入れて保有している債券
 3. 第 2 項第 2 号の規定に該当する借入金のうち、国の他の会計又は基金からの借入金
- ④ 企画財政部長官は、第 1 項の規定による国家債務管理計画を策定するために必要なときは、関係中央官署の長に資料提出を要請することができる。

第 92 条（国家保証債務の負担及び管理）

① 国が保証債務を負担しようとするときは、あらかじめ国会の同意を得なければならない。

② 企画財政部長官は、毎年第 1 項の規定による国家保証債務の負担及び管理に関する国家保証債務管理計画を作成しなければならない。

③ 第 1 項の規定による保証債務の管理及び第 2 項の規定による国家保証債務管理計画の作成等に関する事項は、大統領令で定める。

（第 6 章及び附則 略）

（ふじわら なつと）

²⁰ 「국고금관리법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1778&PROM_DT=20110404&PROM_NO=10526>